

(12)その他:事業内容変更(取下げ)承認申請書について

Q12-1 様式第4号事業内容変更(取下げ)承認申請書はどのような場合に提出するものですか?

A 交付決定内容に変更が生じる際に提出していただくこととなります。主な事例は以下のとおりです。

・契約金が減額になり、交付決定額にも変更が出た場合。(交付決定額に変更がない場合は不要です)

※契約金増額による変更申請は受け付けておりませんので、ご了承ください。

・婚姻等により、申請者の氏名に変更があった場合。

・交付決定後に、本助成金の交付要件を満たせなくなり、申請を取り下げる必要が出た場合。